

ネイチャーファイナンス実践ガイドライン（案）

目次

| | |
|--|----|
| エグゼクティブサマリ | 3 |
| 1. 目的・背景 | 6 |
| (1) 本ガイドラインの目的と対象 | 6 |
| (2) 本ガイドライン策定の背景 | 7 |
| 2. 自然資本と人間活動・企業活動の関わり、ネイチャーファイナンスの必要性 | 8 |
| (1) 自然資本と人間活動・企業活動の関わり | 8 |
| (2) 自然資本に対するファイナンス拡大の必要性 | 10 |
| (3) ネイチャーファイナンス実践の意義 | 11 |
| 3. ネイチャーファイナンスの実践の要点 | 13 |
| (1) ネイチャーファイナンスとは | 13 |
| (2) ネイチャーファイナンス実践のための分析・評価項目 | 17 |
| (3) ネイチャーファイナンスの実践にあたって投資家・金融機関が取り組むべき事項 | 24 |
| 4. ネイチャーファイナンスの質向上・拡大に向けた課題と展望 | 31 |
| (1) ネイチャーファイナンスと企業価値向上の好循環に向けて | 31 |

エグゼクティブサマリ

1. 目的・背景

- 本ガイドラインは、投資家・金融機関等が投融資プロセスに自然資本への配慮を組み込み、中長期のリスクを抑制しつつリターンの確保・向上を図り、自然資本の保全と持続可能な利用に貢献するネイチャーファイナンスの実践を拡大することを目的とする。なお、本ガイドラインは義務的な性格を有さず、成長期にある市場の特性を踏まえ、個別手法よりも実践にあたって市場関係者間で共有すべき視点に焦点を当てることを意図する。対象とする主体は、投融資を通じて、自然資本の保全及び持続可能な利用に関係する投資家・金融機関等とする。
- 昆明・モンリオール生物多様性枠組が「2030年までに生物多様性の損失を止めて反転させる」というネイチャーポジティブの実現を掲げ、2030年までに少なくとも年間2000億米ドルを自然資本に振り向ける資金動員の必要性が示された。我が国では「生物多様性国家戦略2023-2030」で「2030年ネイチャーポジティブ」の実現をミッションとして掲げ、「ネイチャーポジティブ経済の実現」を基本戦略に位置づけた。2024年3月には「ネイチャーポジティブ経済移行戦略」を、2025年7月には「ネイチャーポジティブ経済移行戦略ロードマップ」を公表し、官民で企業のネイチャーポジティブ経営への移行を進めている。
- 経済活動が自然資本に与える依存と影響の実態として、特に我が国が海外の自然資本に大きく依存し、その損失が食料・資源等の安全保障に直結する点への認識が高まる一方、ネイチャーポジティブにおける投融資の実践は緒についた段階である。自然関連リスクと機会の把握が気候変動対応よりも複雑である現実を踏まえ、投融資判断への組み込みを支える実践的ガイドラインの整備が求められる。

2. 自然資本と人間活動・企業活動の関わり、ネイチャーファイナンスの必要性

- すべてのビジネスは自然資本に依存している。また、世界のGDPの半分以上が自然資本に強く依存し、自然資本の劣化が前例のない速度で進行する中、このまま損失が続けば経済社会全体にシステムレベルの重大な影響が生じかねない。企業にとって自然資本の毀損は資源枯渇やブランド棄損、追加負債などの財務的コストを生み、企業の持続可能性に対する明確なリスクとなる。
- サステナブルファイナンスの実行にあたっては、資金対象とする経済活動が特定の環境目標に実質的に貢献する一方で、他の環境目標に「顕著な悪影響」を与えないことを、規定の技術基準・法規制・科学的根拠に照らして検証、適切な対策を講じることが求められる。一方で、実務では気候変動対策の効果に重心がおかれ、自然資本への適切な配慮を欠くケースも出てきている。投資家・金融機関は、気候変動対策と自然資本の維持・強化とのトレードオフに充分配慮した投融資を行うことで、自然資本の

毀損を適切に回避することに貢献できる。また、自然関連財務情報開示の進展等による企業と投資家・金融機関との対話の深化は、資本市場の持続的・安定的成長と各社の経営基盤の維持・強化に資する。以上から、金融が自然資本や企業の持続的成長にもたらすポジティブな成果を得られるネイチャーファイナンスの普及・拡大は、世界的にもその必要性が高まっている。

- ネイチャーファイナンスは、中長期の時間軸でリスク・リターンを追求するうえで有効に機能する。投融資先企業の自然関連課題（依存と影響、リスクと機会）を適切に把握し、スチュワードシップ等の投融資活動を通じて事業改善を促すことで、財務リスクを低減し、リターンの継続性に寄与するものと考えられる。¹
- さらに、自然資本の維持・保全と自然に根ざした経済成長を両立させるネイチャーポジティブ経済への移行は、資金調達者の持続可能な経営を実現し、金融市場を安定化させ、社会経済全体の持続可能性を底上げすることにつながる。投資家・金融機関は、安定的かつ持続可能な取引機会の増大を通じて、資産価値と収益機会を長期的に保全・向上させることが期待でき、ネイチャーファイナンスは合理的な投融資行動となる。
-

3. ネイチャーファイナンスの実践の要点

- ネイチャーファイナンスとは、サステナブルファイナンスの一領域であり、本ガイドラインにおいては、国際的な定義と整合をとり、「ネイチャーポジティブ目標に貢献し、昆明・モンリオール生物多様性枠組の実施を支援するファイナンス」とする。
- これには、①自然資本に対して測定可能な改善効果をもたらすファイナンス（ネイチャーポジティブファイナンス）、②ネイチャーポジティブ目標を達成するための活動に向けたより広範な経済的移行を可能にするファイナンス（ネイチャー主流化ファイナンス）がある。具体的にネイチャーポジティブ目標に貢献する活動は以下の分類からなる。
 - (a)自然資本の回復と保全
 - (b)自然資本の損失の直接的要因（陸と海の利用変化、生物の直接的採取、気候変動、汚染、外来種の侵入）の低減
 - (c) NbS(Nature-based Solution)の各経済セクターへの統合
 - (d)上記(a)から(c)を実現するためのツール、その他のセクター別手段の設計と実施
- ネイチャーファイナンスは、グリーンファイナンスの重要な要素でもある。ネイチャーポジティブへの取組は、気候変動の緩和又は適応、資源循環、汚染の防止及び管理

¹ TNFD (2025) 「[Evidence review on the financial effects of nature-related risks](#)」

への取組との相乗効果（シナジー）を生み出し得る。他方で、トレードオフが発生する場合もある点は留意が必要である。

- 自然資本の損失を引き起こす慣行から経済活動全体を転換させるために、従来の投融資に自然資本の考慮を組み込むことも期待される。
- ネイチャーファイナンスの実践にあたっては、投資家・金融機関が我が国の自然環境の特徴、複雑性、ネクサス（相互依存性）といった基本的視点に加え、依存とインパクト、ロケーションファクター、バリューチェーン、ミティゲーション・ヒエラルキー²、ステークホルダーとの合意形成という固有の視点を踏まえ、投融資先企業の事業環境を取り巻く自然資本のリスクと機会を深く理解し、目利き力を発揮することが望ましい。
- 具体的には、投資家・金融機関自らが自然資本に関するリスクと機会を分析し、適切な行動を取るためのガバナンスを構築・組み込み、エンゲージメントを通じて企業の自然資本に配慮した取組を促すスチュワードシップ活動を実施し、自然資本への負の影響を下げ、正の影響の拡大につながる企業の事業活動を支える投融資を実行することが期待される。

4. ネイチャーファイナンスの質向上・拡大に向けた課題と展望

- ネイチャーファイナンスの質の向上と拡大に向けては、企業が中長期視点で自然への依存・影響・機会に対応し、マテリアリティを企業経営や財務マテリアリティに統合してネイチャーポジティブ経営へ移行することで、自然関連リスクの低減と事業のレジリエンス強化に資し、社会価値を経済価値へ転換することが求められる。
- 投資家・金融機関は、ネイチャーファイナンスに取り組む明確な姿勢を示し、投融資行動に自然資本への依存・影響および関連するリスクと機会を体系的に織り込み、ネイチャーポジティブ経営に積極的に取り組む企業へ資金供給を行うことが推奨される。
- 短期的利益を超えた中長期志向のもとで企業と金融機関が対話・協働を推進し、経営判断と資本配分の変化を生み出すことで、自然資本・生物多様性の維持・回復につなげ、企業価値の持続的向上と持続可能な社会の実現を相互に強化し、ネイチャーファイナンスの拡大を後押しすることが期待される。

² 生物多様性や生態系サービスに対する負のインパクトを体系的に軽減し、回復不能な損失を防ぐための考え方

1. 目的・背景

(1) 本ガイドラインの目的と対象

【目的】

本ガイドラインは、投資家・金融機関等が投融資プロセスにおいて自然資本³⁴への考慮を組み込み、自らのポートフォリオの中長期なリスクの抑制並びにリターンの確保及び向上を図るとともに、自然資本の保全と回復、持続可能な利用に貢献するネイチャーファイナンスの実践を拡大することを目的としている。

なお、本ガイドラインは義務的な性質のものではなく、ネイチャーファイナンスに取り組もうとする市場関係者の個々の判断により、任意に活用されることを意図している。また、成長期である市場の特性を踏まえて、市場関係者の幅広い創意工夫を促すよう、投融資に係る個別具体の手法等よりも、実践にあたって市場参加者間で共有すべき視点に焦点を当てた。

【対象】

本ガイドラインは、投融資を通じて、自然資本の保全及び持続可能な利用に関する投資家・金融機関等を幅広く対象とする。具体的な実践主体としては、機関投資家（アセットオーナー・アセットマネジャー）、大手金融機関、地域金融機関、サービスプロバイダー等多様な者が想定される。

【国際的整合性】

本ガイドラインは、責任投資原則（PRI）、国連環境計画金融イニシアティブ（UNEP FI）、国際資本市場協会（ICMA）等の国際的な団体等により公表されているネイチャーファイナンスに関する各種ガイダンス等との整合性に配慮し、とりまとめた。一方で、ネイチャーファイナンスに関する国内外のガイダンス等は現在も発展途上であることから、今後の国際動向も踏まえ、情報を更新していくことが重要である。

【本ガイドラインの構成】

³ 生物多様性・生態系サービス・自然資本のそれぞれの意味は以下の通りであるが、本ガイドライン内では、「ネイチャーポジティブ経済移行戦略」（2024年、環境省、農林水産省、経済産業省、国土交通省）に即し、企業価値との関係を明らかにする観点から、他文書からの引用や特に意味を特定する必要がある場合を除いて単に「自然資本」と記す。

・生物多様性：人間などの動物や、植物や菌類などの微生物まで、地球上に生息するすべての生物の間に違いがあること。生物多様性が豊富であるほど地球がレジリエントになることは、事業活動において、ポートフォリオにおける多様性がリスクと不確実性を低下させ、レジリエンスを高めることと同様。

・生態系サービス：生態系が自然にもたらす恵み。自然資本から発生するフロー。

⁴ 自然資本に関する定義には様々なものがあるが、IIRCの定義では「組織の過去、現在、将来の成功の基礎となる物・サービスを提供する全ての再生可能及び再生不可能な環境資源及びプロセス。自然資本には次を含む。○ 空気、水、土地、鉱物及び森林 ○ 生物多様性、生態系の健全性」とされている。出所：国際統合報告（2021年）「<IR>フレームワーク」

本ガイドラインは、3章から構成される。第1章は目的・背景、第2章は自然資本と人間活動・企業活動の関わり、ネイチャーファイナンスの必要性、第3章は、ネイチャーファイナンスの実践における分析・評価項目、具体的取組事項をまとめた。このうち「望ましい」と表記した項目は、必須ではないがネイチャーファイナンスの実践にあたり本ガイドラインとしては採用したほうが良いと考える事項である。

(2) 本ガイドライン策定の背景

生物多様性条約第15回締約国会議において「昆明・モンリオール生物多様性枠組」が採択され「2030年までに生物多様性の損失を止めて反転させる」、すなわち「ネイチャーポジティブ」の実現が2030年ミッションとして掲げられた。この達成に向けて、国内、国際、公共及び民間の資源を含むあらゆる資金を動員し、2030年までに少なくとも年間2000億米ドルを自然資本に振り向けていくことが必要とされている。

世界的な危機感の高まりを受けて、自然関連財務情報開示タスクフォース(TNFD)⁵が2023年9月に情報開示のフレームワークを公表した他、自然のための科学に基づく目標(SBT for Nature)⁶といった目標設定の枠組みの策定も進んでいる。

我が国では、2023年3月に閣議決定された「生物多様性国家戦略2023-2030」で、昆明・モンリオール生物多様性枠組と整合させる形で「2030年ネイチャーポジティブ」の実現をミッションとして掲げ、「ネイチャーポジティブ経済の実現」を基本戦略の1つに設定した。2024年3月には「ネイチャーポジティブ経済移行戦略」、2025年7月には「ネイチャーポジティブ経済移行戦略ロードマップ」を公表した。日本はTNFD Adoptersの企業数が世界最多⁷であり、企業の自然資本に対する関心は高く、官民を挙げて企業のネイチャーポジティブ経営への移行を進めている。

あらゆる経済活動が自然資本に影響を与えたとともに依存していること、特に我が国の経済活動は海外の自然資本に大きく依存し、その損失によるリスクは食料・資源等の安全保障にも直結する重要な要素であることへの認識は、事業会社のみならず投資家・金融機関においても急速に高まっている。

投融資先企業の自然関連リスクと機会の把握は、気候変動対応よりも複雑であることから、どのように評価し、投融資判断に組み込むかについての実践的なガイドラインを策定することとした。なお、本ガイドラインは、国内外において整備されてきたグリーンファイナンスに関する各種ガイドライン等を、自然資本の観点から補足するものである。

⁵ Taskforce on Nature-related Financial Disclosures

⁶ Science Based Targets for Nature

⁷ XXXX年X月時点でXXX社

2. 自然資本と人間活動・企業活動の関わり、ネイチャーファイナンスの必要性

(1) 自然資本と人間活動・企業活動の関わり

- すべてのビジネスは自然資本に依存している⁸。また、世界の GDP の半分以上が強く自然資本に依存している⁹。そして、自然資本はかつてない速度で劣化している。経済・社会の基盤である自然資本について、供給制約を超えてこのままのペースで消費しその損失が続けば、経済社会全体にとってシステムレベルでの重大な影響が生じかねない¹⁰。
- 企業にとっても、自然資本の毀損は、資源の枯渇やブランド棄損、追加負債等の財務的コストを発生させる¹¹など、当該企業の持続可能性に対する明確なリスクとなる。
- これは投資家・金融機関にとっても同様にリスクになり得る。一方で、投融資活動を通じて企業のネイチャーポジティブ経営への転換を促すことは、投資家・金融機関にとっても新たな投資機会が生まれること、また、リスクの低減につながりうる事が考えられる。

- 国内外において、自然資本の損失は危機的状況にあり、科学・経済的観点の双方で持続可能な発展の根底を揺るがす課題である。
 - IPBES（生物多様性及び生態系サービスに関する政府間-科学政策プラットフォーム）は、現在 100 万種以上の動植物が絶滅の危機に瀕しているとし、土地開発や資源消費の拡大、水・土壌・大気汚染が不可逆的な生態系サービスの損失をもたらしていると評価する¹²。それにより、従来生態系サービスから享受していた、原材料の収量低下や品質劣化による価格変動、土地劣化がもたらす自然災害の増加による事業継続性の低下など様々な事業リスクが想定される。また、リスクは企業の直接操業の範囲だけでなく、バリューチェーンの広範囲に及び得るため、事業が自然と直接の接点を持っていない企業も調達リスクにさらされる。
- 自然資本の危機的状況は、一つの損失が間接的に組み合わさることで、物理的リスク

⁸ IPBES ビジネスアセスメント(2026)「[Methodological assessment of the impact and dependency of business on biodiversity and nature's contributions to people \(business and biodiversity assessment\)](#)」

⁹ 世界経済フォーラム (2020)「[自然関連リスクの増大：自然を取り巻く危機がビジネスや経済にとって重要である理由](#)」

¹⁰ Dasgupta Review では、現代社会において、人間活動および企業活動の基盤である自然資本は、人口増加、消費拡大、土地利用の変化、資源の過剰利用、化学物質の拡散などが地球規模で生態系を圧迫し、自然資本の危機的状況をもたらしていると指摘されている。出所：Dasgupta,(2021)「[Final Report - The Economics of Biodiversity: The Dasgupta Review - GOV.UK](#)」

プラネタリー・バウンダリでは、地球の環境許容量を科学的に定義し、気候変動、土地利用、淡水消費、化学汚染など9つの領域で限界を超えると、回復不能なリスクが顕在化すると警告する。すでに生物多様性の損失や窒素・リン循環など複数領域で限界を超えており、地球システムの安定は損なわれつつあるとされている。出所：Rockström et al.(2009), Steffen et al. (2015)「[Planetary boundaries - Stockholm Resilience Centre](#)」

¹¹ BloombergNEF (2023)「[When the Bee Stings : Counting the Cost of Nature-Related Risks](#)」

¹² IPBES (2019)「[IPBES 生物多様性と生態系サービスに関する地球規模評価報告書 政策決定者向け要約](#)」

¹³と移行リスク¹⁴が相互作用的に発生、連鎖し、経済・金融システム全体の安定性に影響を与え、社会システム全体の崩壊を生じさせるといった社会基盤そのものへのリスク¹⁵を発生させる可能性がある。

- TNFD によると、生態系サービスの広範な喪失は、食料・水・医薬品・インフラ等の基礎資産価値を毀損し、金融市場の安定性や信用供与の縮小、資産評価の急変を招く¹⁶。上記の一例として、資本支出の増加、資産の売却、資産の除却などの戦略的意思決定の調整による財務上の損失/利益(操業の中断、座礁資産の発生、コストの増加、市場需要の変化による生産の減少など)、負債/株式評価の変化、資本コストおよび保険コストとして顕在化する可能性がある¹⁷。
- NGFS (Network for Greening the Financial System) は、生物多様性の損失を含む自然関連リスクが重大なマクロ経済的影響を及ぼす可能性があることを指摘する。また、こうした影響を考慮、軽減、適応できないことが金融の安定性に関連するリスクの原因となりうるとして、各国の中央銀行及び監督当局に対して自然関連金融リスクを考慮すべきであると声明を出している¹⁸。
- 2021 年の世界銀行のレポートによると、花粉媒介、海洋漁業による食料供給、原生林からの木材供給といった特定のサービスの崩壊は、世界の GDP に大きな減少をもたらし、控えめに見積もったとしても、2030 年には 2.7 兆ドルの損失になる可能性があると言及している¹⁹。
- IMF (International Monetary Fund) から公表されたレポートは、自然資本喪失の経済・金融リスクは気候変動とも連動しており、さらに自然資本リスクの方が急性度が高いと指摘する²⁰。自然資本に関するリスクは、個社レベルでの事業リスクだけでなく、社会基盤レベルのリスクの双方を捉えていくことが、投資家・金融機関の事業継続に資するものと考えられる。

¹³ 物理的リスクとは、自然資本の劣化や生態系サービスの喪失による直接的な損害や財務的影響を指す。

●直接的損害例：森林減少による水供給の不安定化、土壌劣化による農業生産性の低下等

●財務的影響例：原材料の供給制約、事業中断、サプライチェーンの混乱、損害保険の支払額増加等

¹⁴ 移行リスクは、自然資本保全に向けた社会・政策・市場の変化によるリスクである。規制強化や持続可能性基準の導入、情報開示要求 (TNFD 等) によって、ビジネスモデル転換費用や既存資産の価値毀損リスクが発生する。特に金融機関は、貸付先の資産評価やリスク管理手法の見直しが求められる可能性がある。

¹⁵ 社会基盤に対するリスクには以下二つがある。

●生態系安定性リスク：生態系サービスが提供されなくなるリスク

●金融安定性リスク：金融システム全体が不安定化するリスク

¹⁶ TNFD (2025) 「[Evidence review on the financial effects of nature-related risks](#)」

¹⁷ TNFD (2025) 「[Evidence review on the financial effects of nature-related risks](#)」

¹⁸ NGFS (2022) 「[NGFS acknowledges that nature-related risks could have significant macroeconomic and financial implications | Network for Greening the Financial System](#)」

¹⁹ World Bank (2021) 「[The Economic Case for Nature](#)」

²⁰ Gardes-Landolfini et al. (2024) 「[Embedded in Nature: Nature-Related Economic and Financial Risks and Policy Considerations](#)」

(2) 自然資本に対するファイナンス拡大の必要性

- 自然関連財務情報開示等、民間資金の流れの変革を目指す動きが活発化し²¹、ネイチャーポジティブ目標の実現に資する企業・投資家・金融機関の相互の取組は、資本市場の持続的・安定的成長と、投資家・金融機関各社の経営基盤の維持・強化に資することが期待される。
- ネイチャーファイナンスは、自然資本の維持・向上を、企業に対する投融資を通じて促進できる観点からも、国際的に期待されている。

- 投資家・金融機関においても、あらゆる経済活動が自然資本に影響を与えるとともに依存していること、我が国の経済活動は海外の自然資本に大きく依存し、その損失リスクにも常にさらされていること、自然資本の持続的な利活用がビジネスにおける戦略物資の確保や資源安全保障にも直結する重要な要素であることへの認識は高まっていると見られる。
- 2026年2月に政策決定者向け要約（SPM）が承認された、IPBESの「生物多様性及び自然の寄与に係るビジネスの影響と依存度に関する方法論に関する評価（ビジネスと生物多様性アセスメント）」によると、2023年には自然に直接的な悪影響を与えた公的・民間の資金総額は推計7.3兆ドルに上り、うち三分の二の約4.9兆ドルが民間資金によること等も踏まえ、金融機関は、生物多様性に有害な活動から、生物多様性に正の影響をもたらす活動へ、ファイナンスを変えていくことができる旨が言及された²²。
- 他方、自然資本の保全と持続可能な利用に貢献する活動に向けられた公的および民間の資金フローは、2023年にはわずか約2,200億ドルであった。昆明・モントリオール生物多様性枠組では、2050年までに「自然と共生する世界」を実現するためのゴールとして年間7,000億ドルの資金動員を掲げているが、この目標に対しては大きな資金ギャップがあることが明らかになっている²³。この「資金ギャップ」を埋めるためには、民間資金の動員が不可欠である。
- 日本では公的資金は増加する一方、自然資本の保全に関する民間資金動員とは大きなギャップが存在することが明らかになっており、昆明・モントリオール生物多様性枠組目標の資金ギャップ解消へ一層の拡大が必要とされている²⁴。

²¹ 世界的な危機感の高まりを受けて、自然関連財務情報開示タスクフォース(TNFD)が2023年9月に情報開示のフレームワークを公表した他、自然のための科学に基づく目標(SBTN)といった目標設定の枠組みの策定も進んでいる。

²² IPBES(2026)「[The methodological assessment report on THE IMPACT AND DEPENDENCE OF BUSINESS ON BIODIVERSITY AND NATURE'S CONTRIBUTIONS TO PEOPLE SUMMARY FOR POLICYMAKERS](#)」KM2

²³ IPBES(2026)「[The methodological assessment report on THE IMPACT AND DEPENDENCE OF BUSINESS ON BIODIVERSITY AND NATURE'S CONTRIBUTIONS TO PEOPLE SUMMARY FOR POLICYMAKERS](#)」KM2

²⁴ 2025年に発表された「生物多様性及び生態系サービスに関する総合評価2028（JBO4：Japan Biodiversity Outlook 4）に向けた中間提言」にて、生物多様性及び生態系の保全と持続可能な利用に関する公的資金の供与は増加傾向にある一方、民間資金の投入状

(3) ネイチャーファイナンス実践の意義

- ネイチャーファイナンスは、投資家・金融機関にとって、中長期的な時間軸に立ったリスク・リターンの追求、ひいては投融資ポートフォリオ全体におけるリスクの抑制及びリターンの確保に資することが期待される。
- これは、投融資先企業の自然関連課題（依存と影響、リスクと機会）を適切に捉え、エンゲージメント、対話、ファイナンス等の投融資活動を通じて事業内容の改善を促すことで、財務リスクの低減が図られ、結果としてリターンの継続性確保につながるという考えによるものである。
- 加えて、社会経済の基盤である自然資本の維持・保全と自然資本に根ざした経済の新たな成長が両立したネイチャーポジティブ経済への移行は、資金調達者の持続可能な経営を実現することで金融市場を安定化させ、社会経済全体の持続可能性を底上げすることにつながりうる。投資家・金融機関は、金融市場における安定的で持続可能な取引の機会の増大によって、自らの資産価値と収益機会を長期的に保全・向上させることが期待できる。ネイチャーポジティブ経営及びその総体としての経済への移行は、社会・経済のゲームチェンジを伴うものであり、大きなビジネス機会を生むことが見込まれている。

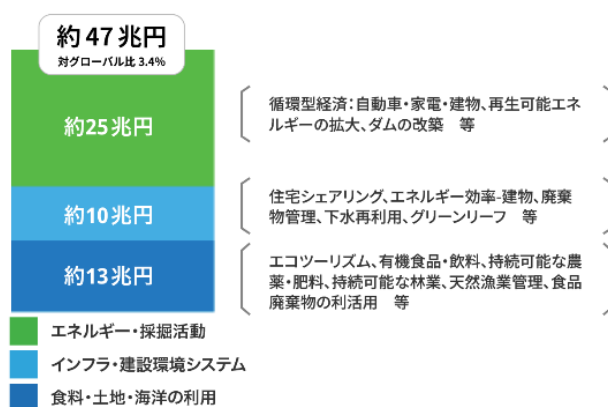
- ネイチャーファイナンスは、中長期的には投資ポートフォリオのリターンの向上・リスクの抑制に資すると考えられる。例えば、株式投資の場合は、投融資先企業のネイチャーポジティブな取組が事業成長に紐づくものであれば将来キャッシュフローの向上が見込める場合がある。また、潜在的な事業リスクの低減を通じて資本コストの低減につながる場合もあると考えられる。債券・融資等においては、事業リスクの低減を通じた元利償還の確実性の向上にも結びつくことが期待される。
- 前述のとおり、自然関連リスクは社会基盤そのものへの影響を与える可能性があり、これまでの経済の在り方からネイチャーポジティブ経済に移行しないことには、現状レベルの経済活動の維持は中長期的に難しくなることが想定される。つまり、企業にとっては、こうした社会の要請の転換に早期に対応していくことで、中長期的な観点からは、事業におけるコスト削減やサプライチェーンのレジリエンス向上、新たな市場創出などといったビジネスの機会獲得につながり得る。
- 金融サービスは、投融資先企業の成長が自組織の成長の原資となるビジネスであり、こうした自然資本を取り巻くビジネスの転換期におけるリスクと機会の両面

況を総合的に評価することは現時点では困難であり、関連するデータの収集・蓄積や評価手法の確立に努めるとともに、必要な資金や支援の充足が実現するよう取り組むことが望まれるとされている。また、現状の民間資金の動員規模推計の約4,679億円は、UNEP「State of Finance for Nature 2023」の方法論をベースに、あくまでも現状の暫定値として推計されたもの。出所：環境省(2025)「[生物多様性及び生態系サービスに関する総合評価 2028 \(JBO4: Japan Biodiversity Outlook 4\) に向けた中間提言](#)」

を捉え、投融资プロセスに自然への考慮を組み込んでいくことが、投資家・金融機関の持続的な成長基盤の強化に資するものと考えられる。

- 2020年の世界経済フォーラムの報告によると、ネイチャーポジティブ経済への移行により、約10.1兆ドルのビジネス機会と、4億人の雇用創出の可能性があるとされている²⁵。
- また、日本においてネイチャーポジティブ経済への移行により生まれるビジネス機会の規模は2030年時点で約47兆円と推計されている。また、そのうち、3/4以上がカーボンニュートラルやサーキュラーエコノミーと強く関連している²⁶。

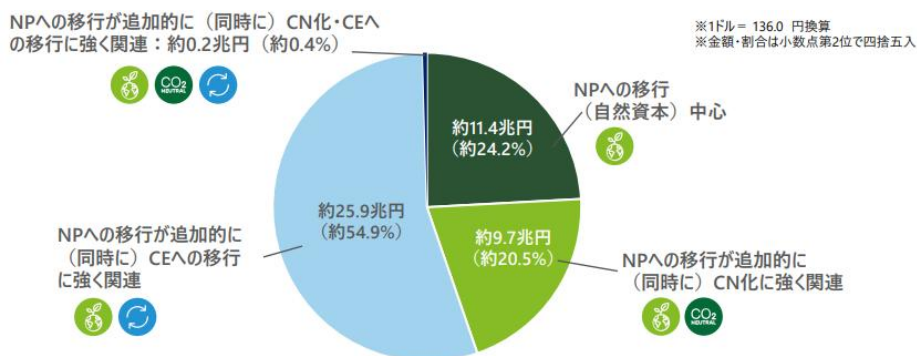
日本の2030年ネイチャーポジティブビジネス機会金額推計



出所：ネイチャーポジティブ経済移行戦略 参考資料集（環境省）

カーボンニュートラル（CN化）・サーキュラーエコノミー（CEへの移行）との関連性：

日本におけるネイチャーポジティブビジネス機会額のうち、約76%がCN化やCEへの移行と関連



出所：ネイチャーポジティブ経済移行戦略 参考資料集（環境省）

- 新たな投資機会を創出する戦略的手段として、NbS やネイチャーテック（Nature Tech、自然関連技術）によるビジネス機会の拡大可能性についても注目すること

²⁵ 世界経済フォーラム(2020) 「[New Nature Economy Report II The Future Of Nature And Business](#)」

²⁶ 環境省 (2024) 「[ネイチャーポジティブ経済移行戦略 参考資料集](#)」

が期待される。NbS への投資は、企業や金融機関にとってグローバル経済の自然資本への依存による重大な財務リスクに対応し、金融安定性と新たなビジネス機会の創出による将来のリターンを実現する手段となり得る。特に自然資本への依存度が高いセクターにおいては、財務的・環境的・社会的な価値を最大化するために、NbS への積極的な投資と組織戦略への統合を推進することが望まれる。

- Nature 4 Climate の 2022 年の分析では、Nature Tech の市場は 2030 年には、2022 年時点の約 20 億ドル規模から、3 倍の約 60 億ドル規模に成長するという見込みが示された²⁷。また、現に、Nature Tech 系のスタートアップ企業への VC(ベンチャーキャピタル)資金は 2023 年の 18 億 4,500 万ドルから 2024 年には 21 億 3,600 万ドルに 16%増加している。初期投資に限ってみると 2020 年時点からは約 3 倍の増加となっており、Nature Tech 市場は拡大傾向にある²⁸。
- Bloomberg の 2024 年のレポートでは、自然関連の取組を積極的に行うことが、企業収益の上昇という新たな財務的機会を生み出した企業事例も紹介されている²⁹。
- 日本でも様々な業界において、自然資本の維持・向上に向けた取組が企業価値向上につながる事例が確認されている。(企業価値向上ストーリー集³⁰)

3. ネイチャーファイナンスの実践の要点

(1) ネイチャーファイナンスとは

- ネイチャーファイナンスとは、サステナブルファイナンスの一領域であり、本ガイドラインにおいては、国際的な定義と整合をとり、「ネイチャーポジティブ目標に貢献し、昆明・モンリオール生物多様性枠組の実施を支援するファイナンス³¹」とする。
- これには、①自然資本に対して測定可能な改善効果をもたらすファイナンス（ネイチャーポジティブファイナンス）、②ネイチャーポジティブ目標を達成するための活動に向けたより広範な経済的移行を可能にするファイナンス（ネイチャー主流化ファイナンス）がある³²。具体的にネイチャーポジティブ目標に貢献する活動は以下の分類からなる。

²⁷ Nature4Climate (2024) 「[Nature Tech Market: Necessary, Emergent, Dynamic - Nature4Climate](#)」

²⁸ Serena(2025) 「[VC Funding Trends in Nature Tech — Report 2025](#)」

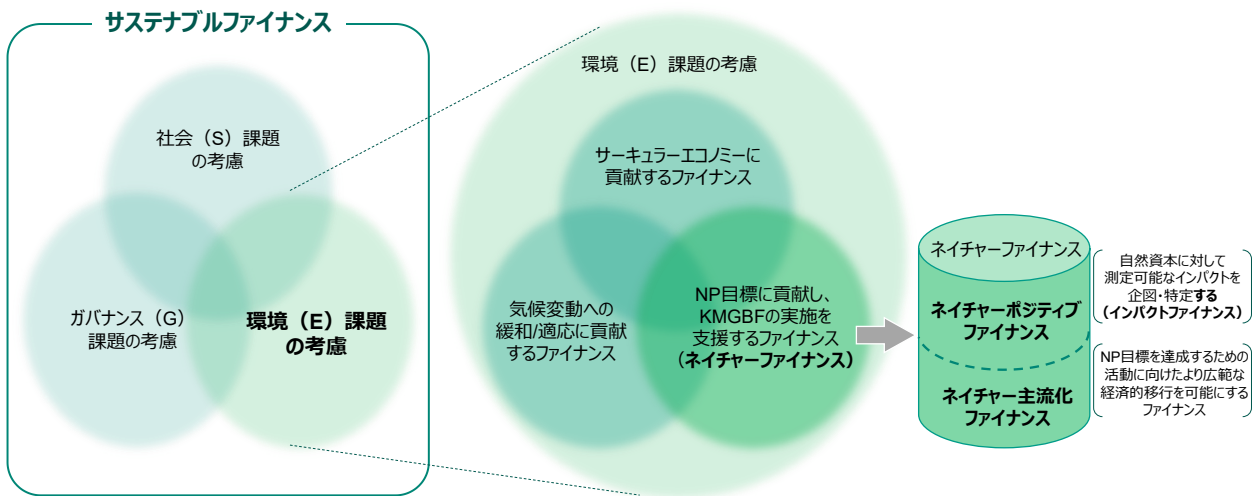
²⁹ BloombergNEF (2024) 「[Opportunity Blossoms The Business of Curbing Nature Loss](#)」

³⁰ 環境省 (2026) 「[ネイチャーポジティブ経済移行に向けた企業価値向上ストーリー集](#)」

³¹ 世界銀行グループ (2024) 「[NOTE ON NATURE FINANCE TRACKING METHODOLOGY](#)」 (a) (b) 「自然資本」については世界銀行グループでは「生物多様性又は生態系サービス」とされている。

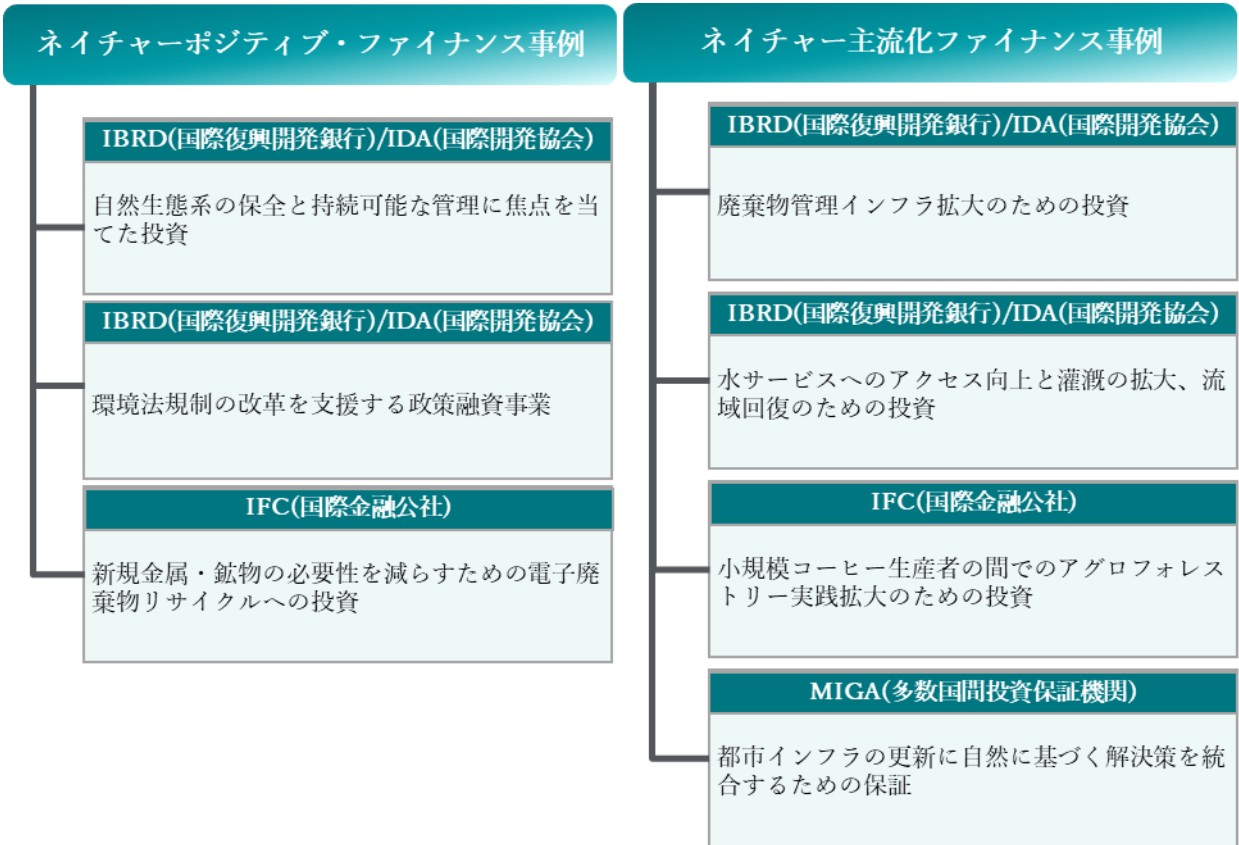
³² [MDB Common Principles for Tracking Nature Finance](#)

- (a) 自然資本の回復と保全
 - (b) 自然資本の損失の直接的要因（陸と海の利用変化、生物の直接的採取、気候変動、汚染、外来種の侵入）の低減
 - (c) NbS(Nature-based Solution)の各経済セクターへの統合
 - (d) 上記(a)から(c)を実現するためのツール、その他のセクター別手段の設計と実施
- 自然資本の損失を引き起こす慣行から経済活動全体を転換させるために、従来の投融资に自然資本の考慮を組み込むことも期待される。



※「NP」=ネイチャーポジティブ、「KMGBF」=昆明・モントリオール生物多様性枠組
 ※上図はサステナブルファイナンスにおけるネイチャーファイナンスの位置づけのイメージを示したものであり、サステナブルファイナンスの様々な領域について定義するものではなく、また図形の大きさは規模や金額等の多寡を意味しない。

| 分類 | 定義 |
|--|--|
| ネイチャーファイナンス | <ul style="list-style-type: none"> • 以下の1つ以上を通じて、2030年までに自然喪失を食い止め、反転させるというNP目標に貢献し、昆明・モントリオール生物多様性枠組の実現を支援するファイナンス <ul style="list-style-type: none"> a. 自然資本の回復と保全 b. 自然資本の損失の直接的要因（陸と海の利用変化、生物の直接的採取、気候変動、汚染、外来種の侵入）の低減 c. NbS(Nature-based Solution)の各経済セクターへの統合 d. 上記(a)から(c)を実現するためのツール、その他のセクター別手段の設計と実施 |
| NPファイナンス (Nature Positive Finance) | <ul style="list-style-type: none"> • 自然資本に対して、BAUと比較して測定可能なポジティブな結果をもたらすと期待されるファイナンス。下記a-d全ての要件を満たす必要がある。 <ul style="list-style-type: none"> a. 自然損失の直接的な要因を悪化させるような、重大な環境リスクや悪影響をもたらさない b. 自然生息地や重要生息地の転換リスクをもたらさない c. 絶滅危惧種や絶滅危惧種に悪影響を及ぼすリスクをもたらさない d. 生物多様性又は生態系サービスに正の結果をもたらす、測定可能な指標を伴う明確な因果経路がある |
| ネイチャー主流化ファイナンス (Nature Mainstreaming Finance) | <p>要件a-dを満たさないもののネイチャーファイナンスの定義に沿う場合は、ネイチャー主流化ファイナンスに分類化する</p> <ul style="list-style-type: none"> • NP目標を達成するための活動に向けた、「より広範な経済的移行」を可能にすると期待されるファイナンス |



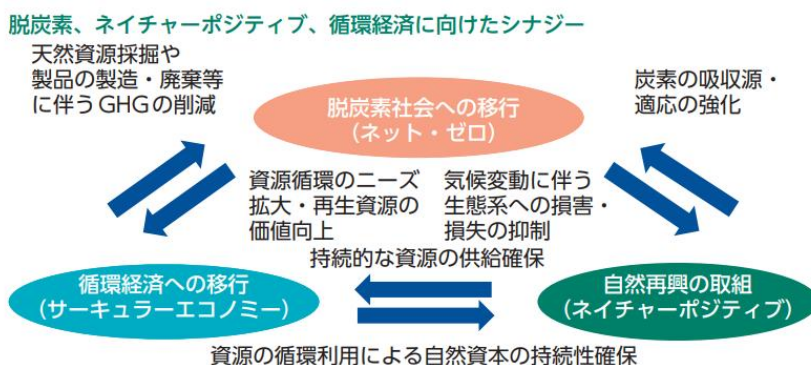
- 自然資本リスクは、気候変動（カーボンニュートラル）やサーキュラーエコノミーなど他の環境分野の取組との統合的なアプローチを行うことが効果的である。
 - ・ 特に、自然資本と気候変動の関係性は、シナジーとトレードオフの両面で相互に影響し合う関係であり、以下 4 つの観点から正負の両面の影響を配慮し対応を検討することが推奨される³³。両者のつながりを理解したうえで、持続可能な土地利用等による相乗効果の創出や、トレードオフを最小化するための対応策等、気候関連目標と自然関連目標を一体的に管理することが重要である。
 - ① 気候変動は自然損失の直接要因であること。
 - ② 生物多様性保全は気候変動対策に不可欠であること。
 自然資本の保全と再生に焦点を当てた対策は、多くの場合において気候変動の緩和にも波及効果があり、気候変動緩和・適応のコベネフィットを生む。例

³³ Biodiversity for Foundation (2023) 「[FfB-Foundation-Unlocking-the-biodiversity-climate-nexus](#)」

例えば、森林、湿地、草原、農地全体で炭素貯留を増やし、温室効果ガス排出を回避する保全、回復、土地管理の改善策といった「自然気候ソリューション（Natural Climate Solution）」により、地球温暖化を1.5度または2度に抑えるために必要な排出削減量の約30%の削減を実現することが可能と推計されている³⁴。

- ③ 生物多様性対策が気候に悪影響を及ぼす場合があること。
自然資本の劣化は、温室効果ガスの吸収量を減らし、排出量を増大させうる。温室効果ガス量の低減を進め、パリ協定の目標を達成するためにも、自然資本の劣化を食い止める必要がある。
- ④ 気候変動対策が自然環境に悪影響を与える場合があること。
 - ・ 資源循環と自然資本の関係については、過剰消費や廃棄は自然資本の損失の間接要因であり、直接要因（陸域・海域の利用変化、生物資源の持続不可能な利用、気候変動、汚染、侵略的外来種）の傾向を強めていると IPBES は指摘する³⁵。昆明・モンテリオール生物多様性枠組の2030年ターゲット16には、適切な情報により持続可能な消費の選択を可能とし、食料廃棄の半減、過剰消費の大幅な削減、廃棄物発生的大幅削減等を通じて、グローバルフットプリントを削減することが掲げられている。

- カーボンニュートラルやサーキュラーエコノミーに貢献するファイナンスもネイチャーファイナンスとなりうるが、統合的なアプローチでネイチャーファイナンスに取り組む際には、自然資本に対する接点やシナジーを明確にすることが重要である。また、カーボンニュートラルの取組と自然資本関連の取組がトレードオフになる場合は、その適切な対処が求められる。



出所：令和7年版 環境・循環型社会・生物多様性白書（環境省）

³⁴ 世界経済フォーラム（2021）「[Nature and Net Zero](#)」

³⁵ IPBES（2024）「[Thematic Assessment Report on the Interlinkages among Biodiversity, Water, Food and Health Summary for Policymakers](#)」

(2) ネイチャーファイナンス実践のための分析・評価項目

- ネイチャーファイナンスを実践しようとする投資家・金融機関において、企業の自然資本関連情報を企業価値として適切に評価するための項目を以下に例示する。
- 基本項目
 - ・我が国の自然資本をめぐる状況
 - ・複雑性
 - ・ネクサス
- ネイチャーファイナンスにおいて考慮すべき固有項目
 - ・依存とインパクト
 - ・ロケーションファクター
 - ・バリューチェーン
 - ・ミティゲーション・ヒエラルキー
 - ・ステークホルダーとの合意形成

○ 基本的な視点

・ 我が国の自然資本をめぐる状況

- 我が国は、ユーラシア大陸に隣接しつつも孤立した島国であり、固有性が高いため、海外からの侵略的外来種の流入に脆弱な生態系を有している。また、南北に長い国土と、海岸から山岳までの標高差を有することから、多様な生物の生息・生育環境が広がっている。ある地域の自然と別地域の自然は必ずしも等価交換可能なものではなく地域性を有することで、(地域産品等の)多様な農林水産物や自然資源の確保・提供が可能となっている。
- こうした豊かな自然環境は多様性を育むと同時に、近年の気候変動によって、急峻な河川の氾濫、台風等の様々なかく乱を増長させる懸念も高く、これまで確保できてきた自然資本や生態系サービスが、必ずしも今後継続して確保できるとは限らない。
- 近年は本格的な少子高齢化・人口減少社会を迎えており、特に地方においては農林業者等の減少等により里地里山の管理不足も起きている。それによって、シカ・イノシシの適切な管理や、人工林の木材利用等、自然資源が十分に活用されないことが、国内の生物多様性の損失の要因の一つになっている。このため、これらを積極的に活用した事業やビジネスは、地域社会への貢献という観点からも社会的意義が大きく、また利用可能な資源としても当面枯渇するおそれが少ないと言える。
- また、我が国は豊かな生態系を保有する一方、その経済活動において多く

の自然資本を国外に依存しているという特徴も合わせ持つ。

- **複雑性・段階的アプローチ**

- 生物多様性・自然資本は、気候変動等とは異なり、企業活動や金融活動との依存関係・影響が可視化されにくく、空間的・時間的スケールも多様である。このため、単一指標による把握には限界があり、複数の指標を組み合わせたダッシュボード的手法や、フットプリント等の手法を活用した多面的な評価を行うことが望ましい。
- 自然関連データは不完全であることが多く、国内外で発展の努力が続いているが、その不確実性を前提としつつ、広域的データと現地・地域レベルの情報を組み合わせて分析・評価を行うことが重要であり、既存データを活用した判断力（インテリジェンス）の高度化が不可欠である。
- 当初は部分的であっても徐々に精度を高めていくような長期目線での段階的なアプローチに基づいた開示情報を求めることが適当である。

- **ネクサス（相互依存性）**

- 生物多様性の損失は、気候変動、水資源、食料安全保障、健康等の課題と相互に関連し、単独の課題として対応することは効果的ではない³⁶。
- ネイチャーファイナンスにおいても、気候変動対策等との整合性や共便益を意識しつつ、自然資本全体への影響を総合的に捉え、システムレベルでのリスクと機会を評価する視点が重要である。

- **ネイチャーファイナンスにおいて考慮すべき固有項目**

- **依存とインパクト**

- 自然関連のリスク・機会は、組織の自然に対する「依存」と「インパクト（影響）」に由来する。投資家・金融機関は、投融資先企業の自然との基本的な関係（依存とインパクト）を把握することが望ましい。
- 依存とは、組織の活動を維持するために不可欠な環境資産や生態系サービスへの関わりを指す。例として、次の生態系サービスへの依存が挙げられる³⁷。
 - ◇ 水流および水質の調整
 - ◇ 火災や洪水などの災害リスクの調整

³⁶ IPBES は、生物多様性・水・食料・健康・気候変動の間にはシナジーとトレードオフが存在し、統合的な「ネクサス・アプローチ」による対応が必要であることを示している。参考：IPBES(2025)「[Thematic Assessment Report on the Interlinkages among Biodiversity, Water, Food and Health](#)」

³⁷ TNFD(2023)「[自然関連財務情報開示タスクフォースの提言](#)」

◇ 花粉媒介者が生息できる環境の供給

◇ 炭素の隔離

- インパクトとは、自然の状態（質・量）の変化を指す。この変化により、自然が社会・経済に機能を供給する能力が変わることがある。例として、次のようなインパクトが挙げられる³⁸。

◇ 工場による河川の汚染

◇ インフラ整備に伴う自然生息地の転用

- インパクトは正にも負にもなり得る。原因は組織または他者の行為であり、直接的・間接的・累積的に生じ、単一の要因が複数の影響をもたらす場合もある³⁹。
- 特に事業活動における自然資本への依存度が高いセクターにとって、自然資本とそこから生み出される生態系サービスは、企業の将来キャッシュフローの源泉となり得る。企業が依存する生態系サービスが失われれば、事業活動に重大な影響が生じるため、企業のマテリアルな依存とインパクトを把握することが重要である。
- 投資家・金融機関は、ポートフォリオ上の企業の自然資本への依存とインパクトを ENCORE 等のツールを活用して分析し、セクターごとにどのような依存とインパクトがあるかを確認し、高リスクと判断されたセクターに属する企業に対しては、特にエンゲージメントを強化し、自然資本に対する適切な検討・対応がされていない場合は改善を求めることで、ポートフォリオの健全性を高めることができる。

• 地域性（ロケーションファクター）

- 自然資本や生態系サービスの状態や脆弱性は、地域ごとに異なる。組織の資産、業務プロセス、製品・サービスが自然に及ぼす「依存」と「インパクト」は、地理的条件に固有である。
- このため、企業は、バリューチェーンの各段階（自社、上流、下流）や各拠点について、地域と状況に応じた評価を行うことが推奨される。組織のリスク（例：急性の物理的リスク）や機会の多くも、特定の地理的な地点で発生する。自然との接点における地理的な固有性を踏まえることは、自然関連課題を適切に評価するうえで不可欠である。
- 注視すべき地域区分の例は次のとおりである。
 - ◇ マテリアルな地域（重要地域）：事業活動上、自然への依存・インパクト・リスク・機会が大きい地域

³⁸ PRI (2024) 「責任投資の入門ガイド：アセット・オーナー向け生物多様性入門ガイド」

³⁹ TNFD(2023) 「自然関連財務情報開示タスクフォースの提言」

◇ 要注意地域：生態学的に重要・脆弱である地域と接点がある地域
これらはいずれも場所に固有の特性をもつ。

- 要注意地域での生態系の回復・保全は、企業の評価向上に資する。また、重要地域を適切に管理することで、サプライチェーンの安定化が期待できる。
- 投資家・金融機関は、投融資先企業が、[生物多様性「見える化」マップ](#)（国内データの場合）や、[IBAT](#)⁴⁰などの外部データベースやツールを用いてバリューチェーン各拠点の地域固有の情報を把握しているか、また状況に応じた対応を講じているかを確認することが望まれる。
- 地域性を考慮した自然資本へのアプローチとして、「ランドスケープアプローチ」（特定の地域や空間における土地・空間計画を基に、多様な人間活動と自然環境を総合的に捉えて課題解決をする手法）という考え方がある。こうしたマルチステークホルダー型の計画プロセスを参照し、企業の自然資本への取組が地域に根差した分析に基づくかを確認することは、同一地域に集中するリスク（例：流域全体の水不足による操業制限）を認識し対処する上で有用である。特に、金融セクターは金融ビジネスを通じて幅広いセクターとの関わりを有しており、同一地域内の複数企業に対して、共通の自然関連課題についてランドスケープ単位で一貫した対話を実施することにおいて最適な存在であると言える。

• バリューチェーン

- 多くの企業、特に原材料に依存する企業では、バリューチェーン全体で生物多様性や生態系サービスに対する「依存」と「インパクト」が生じている⁴¹。
- 自然関連リスクは、バリューチェーンを通じて、非経済的影響（例：健康への影響）、経済的影響、金融的影響として連鎖的に波及し、発生源から遠く離れた場所にも及び得る⁴²。グローバル化の進展により、我が国の輸入依存度は高く⁴³、国外資源への依存が大きい日本経済は、国内にとどまらず、海外のバリューチェーン上の自然関連リスクの影響も受けやすい。
- 上流（原材料の採取・調達）に位置する企業は、自然への依存度が高い傾

⁴⁰ IBAT の活用にあたっては、「Key Biodiversity Area」として選定されているエリアが適当なものであるかについて、他データツールも用いた総合的な評価をすることが望ましい。国内ロケーションの場合は、環境省が作成している「[生物多様性「見える化」マップ](#)」において、保護地域、自然共生サイト、生物多様性保全上効果的な場所を確認することができる。

⁴¹ IPBES(2026)「[The methodological assessment report on THE IMPACT AND DEPENDENCE OF BUSINESS ON BIODIVERSITY AND NATURE'S CONTRIBUTIONS TO PEOPLE SUMMARY FOR POLICYMAKERS](#)」 B10

⁴² TNFD (2025)「[Evidence review on the financial effects of nature-related risks](#)」

⁴³ 公共財団法人日本海事広報協会（2025）「[SHIPPING NOW : 日本の海運 2025-2026 データ編](#)」"我が国の暮らしと輸入依存度" p.26 より

向がある。下流（製造・販売・消費）に位置する企業は、上流の取引先の事業リスクが、コスト増などの形で自社に移転される可能性がある。

- 企業による適切なバリューチェーン管理は、持続可能な調達による原材料の長期的な確保に資する。また、バリューチェーンの透明性の向上は、評判リスクの低減につながる。
- 投資家・金融機関は、投融資ポートフォリオの自然資本への依存・インパクト、リスク・機会を踏まえることが重要である。さらに、投融資先企業にとってマテリアルであると特定された場合には、国内外双方のサプライチェーンを総合的に捉え、ネイチャーポジティブに配慮した調達を行っているかを評価することも必要となる。
- バリューチェーン評価におけるデータ上の制約がある場合、TNFDの開示提言では、組織に自然関連の評価と開示の範囲、及びその範囲を決定する際に辿ったプロセスについて説明することを求めている⁴⁴。

- **ミティゲーション・ヒエラルキー**

- ミティゲーション・ヒエラルキーとは、生物多様性や生態系サービスに対する負のインパクトを体系的に軽減し、回復不能な損失を防ぐための考え方である。基本的な順序は、可能な限り影響を「回避」し、回避できない影響は「最小化」し、損なわれた地域は「復元」することである。自然資本に対する「オフセット」は、これらの措置を尽くしたうえで残る影響に対して講じる「最後の手段」として位置づけられる。特に、脅威にさらされた生態系や健全性の高い区域への影響については、回避および最小化を行うことが極めて重要である。
- 投資家・金融機関は、「ミティゲーション・ヒエラルキー」の考え方に基づき、まずは事業に起因する直接操業とバリューチェーン全体を通じた自然へのマイナスインパクトの回避・軽減に積極的に努めるよう投融資先企業に奨励することで、企業の自然関連リスク・機会を構造的に管理することができる。これは赤道原則における考え方⁴⁵と整合するものである。
- 投融資先企業が、事業活動と関連する自然資本の分析・評価にとどまらず、自然資本への負のインパクトを低減するよう、ネイチャーポジティブに資する具体的な行動を取っているかを確認することが重要である。

- **ステークホルダー(IPLCs：先住民の社会及び地域社会)との合意形成**

- 自然関連課題を確実に特定し、評価し、管理するためには、企業の事業展

⁴⁴ TNFD(2023)「[自然関連財務情報開示 タスクフォースの提言](#)」

⁴⁵ EQUATOR PRINCIPLES (2020)「[エクエーター原則/赤道原則 EP4](#)」

開によって自然との接点から影響を受けると考えられるステークホルダーに対し、企業がどのような人権方針を策定のうえエンゲージメント活動を行うのか、また取締役会の監督状況をどのように確保しているのか当該企業に対して説明を求めることが望ましい。

- ▶ 影響を受けるコミュニティは多様である。組織の事業や事業拠点に隣接する地域社会に加え、例えば種の喪失などの自然の損失や、組織が発生させる水質汚染・大気汚染などのインパクト要因によって、離れた場所に居住する地域社会が影響を受けることもある。影響を受けるコミュニティの一つには「先住民及び地域社会（IPLCs）」がある。

生物多様性条約第8条(j)において、生物多様性保全及び持続可能な利用に関連する伝統的な生活様式を有する IPLCs について、その知識、工夫及び慣行を尊重し、保存し、及び維持すること、並びにそれらの利用がもたらす利益の衡平な配分を奨励することなどが規定されている。また、名古屋議定書第7条においては、遺伝資源に関連する伝統的な知識であって IPLCs が有するものが、当該 IPLCs の、自由意思による、事前の十分な情報に基づく同意（FPIC：Free, Prior and Informed Consent）等を得て取得されること、そして相互に合意する条件が設定されていることを確保するため、締約国は、適宜、国内法令に従って措置をとることが規定されている。

このような規定により措置が講じられている国・地域もあることから、IPLCs に影響を及ぼす可能性のある活動の実施に際しては、十分な対話を通じた合意形成が重要である。

- ▶ 企業の事業活動における IPLCs との関係は、自然資本に関連する依存・インパクト・リスク・機会の評価と管理において重要である。彼らとの関係が脆弱な場合、権利侵害、法的責任、評判リスクなどが増加するリスクにさらされる可能性がある。他方で、IPLCs による生物多様性保全等への貢献を認め、協力関係を構築することで、彼らの持続可能な発展を確保しつつ、その生態学的な知識を自然資本の保全戦略に統合することもでき、リスク低減と持続可能な社会の実践につながる。
- ▶ こうした観点から、投融資先企業による IPLCs に対するエンゲージメントや合意形成のプロセス、協力の実施内容を確認し、人権方針の有無とその実効性など、適切な対応がなされているかを評価することが重要である。

○ 自然関連指標/枠組

実効的なネイチャーファイナンスの分析・評価をするためには、TNFD等の指標を用いて、可能な限り自然資本に対する投融資先の事業が自然に与えるインパクト

を可視化することが望ましい。本ガイドライン策定の時点における企業の自然関連指標の開示は必須ではない。例えば、TNFDは「Comply or Explain（原則は推奨される指標を開示する。開示しない場合はその理由を簡潔に説明するという原則）」でのアプローチを求めており、一律の開示ではなく柔軟性を許容している⁴⁶。投資家・金融機関は、エンゲージメントを通じて、企業の段階的な開示の高度化や取組の可視化を促進することで、定量的な指標開示だけでなく企業の定性的な取組も含めて、長期的な価値創造の実現に向けた対話の材料を増やすことが期待される。ネイチャーファイナンス実行時及び投融资ポートフォリオ分析の際に活用することが想定される代表的な自然関連指標については、別表1を参照されたい。

⁴⁶ TNFD(2023)「[自然関連財務情報開示 タスクフォースの提言](#)」

(3) ネイチャーファイナンスの実践にあたって投資家・金融機関が取り組むべき事項

- 投資家・金融機関は、以下の取組を通じて企業の事業活動をネイチャーポジティブな方向性に促進することが期待される。
 - ① 投資家・金融機関自らが自身の自然資本に関するリスクと機会を分析し、適切な行動をとっていくためのガバナンスの構築・組み込み
 - ② エンゲージメントを通じて企業が自然資本に配慮した取組を促すスチュワードシップ活動
 - ③ 自然資本への負の影響を下げ、正の影響の拡大につながる企業の事業活動を支える投融資の実行例

- 気候変動テーマ等は既に投融資の観点に取り入れられている組織も多いが、自然資本への考慮を通常の投融資プロセスに加えることで、ポートフォリオのリスク管理精度向上や新たな投融資機会の発掘、ステークホルダーとの関係強化につながっていくことが考えられる。
- 以下に、国内外の投資家・金融機関が実践する事例をもとに、取組手法を紹介する。それぞれの事項における個別具体的な取組については、各組織において最適化されることが期待される。

① 投資家・金融機関自らが自身の自然資本に関するリスクと機会を分析し、適切な行動をとっていくためのガバナンスの構築・組み込み

- **自然資本・生物多様性投融資方針の策定・サステナブル投融資方針への自然資本観点の組み込み：**

組織の投融資方針や戦略の中に自然関連課題の観点を織り込み、企業に対して事業活動を通じた自然資本への適切な対応を求める明確な姿勢を示す。また、取締役会・経営委員会レベルで自然資本リスクを議題に設定し、専任担当者や委員会を整備する。

- **優先対応領域の特定：**

定量的ツール（ENCORE等）を活用し、セクター・地域別の自然資本依存度・影響度をヒートマップ等で可視化し、組織としての優先対応領域を特定する。

- **TNFD フレームワークに基づく開示：**

自らの自然関連リスク・機会の分析結果や、ポリシーや取組を情報開示することで、ポートフォリオにおける自然関連リスク管理の高度化、ネイチャーポジティブの事業機会の取り込みを支援するなどのエンゲージメントの高度化につながる。また、投融資先企業や委託先の投資運用会社にも情報開示を促す。

【参考ガイダンス】

- PRI「[生物多様性ポリシーの策定 アセット・オーナー・インベスト・マネジャー向けテクニカルガイド](#)」
自然資本への配慮を織り込んだ組織ポリシーの策定方法を提示。ポリシーに何を含めるべきか、その定め方について解説。
- 環境省「[TNFD 提言に沿った自然関連情報分析ガイダンス（金融機関向け）-2024 年度版-](#)」
金融機関における自然関連情報の分析・開示に向けた取組を促進するため、地域金融機関によるパイロットプログラムの成果を基に、TNFD 提言に沿った自然関連情報分析の手法等を解説。

② **エンゲージメントを通じて企業が自然資本に配慮した取組を促すステュワードシップ活動**

- **構造化されたエンゲージメントフレームワークの構築：**
企業による実効性ある自然資本の維持・向上の取組を促進するため、セクター別の自然関連リスク（物理的・規制・レピュテーション）を特定したうえで、投資先企業に対して「取締役会の監督体制整備」「自然資本戦略の策定」「TNFD 準拠の開示」等を求めるエンゲージメント方針を整備する。
本ガイドラインに掲載するネイチャーファイナンスの実践における質問例も参考にされたい。
- **気候変動エンゲージメントとの連携：**
自然資本エンゲージメントを気候変動へのエンゲージメントと切り離さず、統合的に実施する。気候変動目標と同様の自然関連目標の設定を投資先企業に約束させ成果を目指す。
- **エスカレーション手段の明確化：**
エンゲージメントで進展が見られない場合の議決権行使方針等のエスカレーション手段をあらかじめ規定し、実効性を担保する。
- **自然関連移行計画、シナリオ分析：**
自然関連の移行計画やシナリオ分析の充実性についても企業との対話を深めていくことが望まれる。ただし、移行計画については、「移行計画」としての形式的な計画文書の存在を求めるのではなく、上述の自然資本固有の視点等に対する実際の対策と取組状況に関して、段階的にでも開示を求めていくことが重要である。特にターゲットの設定についてはロケーションに応じた検討が重要であり、それに応じたモニタリング指標を設定されているかという目標と運用の整合性を重視すべきである。また、気候変動移行計画と統合する形でネクサスが考慮されているかどうかも重要である。

- シナリオ分析については、TNFD のシナリオ分析アプローチにもあるように、様々な不確実性を考慮した探索的シナリオ分析であることを理解し、初期段階では定量的なデータにこだわらず段階的に取組を評価するべきである。また、セクターによっては、ロケーションごとにシナリオが異なるケースもあるため、ロケーションベースでのシナリオ分析から着手することも効果的であることを企業とのエンゲージメントの中に盛り込まれたい。

【エンゲージメントにおける自然関連質問例】

ネイチャーファイナンスの実践にあたっては前述の固有のポイント等を踏まえた、投融資先企業、ステークホルダーとの個別具体的な対話、エンゲージメントが必要となる。したがって以下の自然関連質問はあくまで「例」であることに注意されたい。

| 観点 | 狙い | 質問例 ⁴⁷ |
|----------|--|---|
| 1. ガバナンス | 自然関連課題に関する企業のガバナンス体制を把握する | <ul style="list-style-type: none"> 取締役会や経営陣の監督責任の一環として自然関連のモニタリングを行っていますか？ 取締役会や経営陣は自然関連課題に取り組む意義をどのように説明しますか？ 自然に関するアクションの進捗状況を誰がどのようにレビューしていますか？ 自然関連課題を含む、サステナビリティ体制の専門性や能力向上に関する取組を行っていますか？ |
| 2. 戦略 | 自然関連課題が、企業の事業、戦略、財務計画等どのように反映されているのか把握する | <ul style="list-style-type: none"> 自社の事業活動における自然への依存・インパクト・リスク・機会を特定するための戦略が定められていますか？ 自然関連のマテリアリティ評価のプロセスはどのように実施していますか？ 自然関連課題を短期的な経営判断から長期的な戦略に統合的に組み込んでいますか？ 自然関連目標は気候変動に関する移行計画と統合する形で設計されていますか？ 事業を展開している各法域における、自主的および義務的な規制の変化、業界標準を把握し、 |

⁴⁷ TNFD、PRI、NA100 のガイダンスから統合

| 観点 | 狙い | 質問例 ⁴⁷ |
|-----------------------|---|---|
| | | <p>事業戦略に反映していますか？</p> |
| <p>3. リスクとインパクト管理</p> | <p>企業が自然関連の依存・インパクト・リスク・機会をどのように評価・優先付け・監視しているのかを把握する</p> | <ul style="list-style-type: none"> • バリューチェーンにおける自然関連リスクをどのように特定し、優先付けを行っていますか？また、バリューチェーン全体のうち、どの程度まで自然関連リスクを把握していますか？ *特に確認すべき観点 <ul style="list-style-type: none"> • 定量的な指標を用いた分析を行っていますか？ • 上流・下流を含むバリューチェーン全体で分析していますか？ • ロケーションファクターと組み合わせた分析を行っていますか？ • 自社のバリューチェーンにおける先住民の社会及び地域社会 (IPLCs) などの重要なステークホルダーを特定していますか？また、彼らとの対話を通じて影響を把握していますか？ *特に確認すべき観点 <ul style="list-style-type: none"> • 人権方針の存在と実効性をどのように担保していますか？ • エンゲージメントプロセスの文書化をしていますか？ • 先住民や地域コミュニティとの間で FPIC (Free, Prior and Informed Consent: 自由意思による、事前の十分な情報に基づく同意) が実施され、先住民の権利が十分に尊重されていますか？ • ステークホルダーからのグリーンスマメカニズム (権利侵害が発生した際の苦情処理・救済措置の仕組み) が設けられていますか？ |

| 観点 | 狙い | 質問例 ⁴⁷ |
|----------|------------------------------------|---|
| | | <ul style="list-style-type: none"> リスク・機会分析の結果をどのようなプロセスで経営判断に活用していますか？ |
| 4. 目標・指標 | 自然関連課題に関して、企業が設定している目標と測定指標を把握する | <ul style="list-style-type: none"> 自然関連の明確な目標・指標を設定していますか？また、それらを採用した理由は何ですか？ 自然関連の目標・指標はどのように、どの頻度でレビュー・測定していますか？ |
| 5. 情報開示 | 企業が自然関連課題に関する情報開示をどのように行っているのか把握する | <ul style="list-style-type: none"> 自然に関する組織の依存・インパクト・リスク・機会について情報開示と報告を行っていますか？ 情報開示はどの頻度で行っていますか？ 情報開示のフレームワークは TNFD 等の特定のフレームワークやガイダンスに整合していますか？ |

【参考ガイダンス】

- TNFD 「[Asking Better Questions on Nature For board directors](#)」
 取締役会メンバーが意思決定に役立つ情報を明らかにし、自然関連の課題が企業のガバナンス、戦略、リスク管理、資本配分の意思決定に適切に組み込まれていることを確認するための 12 の重要な質問と、それらの議論を支えるために組織から期待される分析手法を紹介。
- PRI 「[責任投資の入門ガイド：アセット・オーナー向け生物多様性入門ガイド](#)」
 アセット・オーナーが、運用会社（アセット・マネジャー）のアプローチが自社のアプローチとどれだけ整合しているかを評価するための質問例を、ガバナンス、戦略、目標と指標、リスクマネジメント、情報開示の 5 つの観点で例示。
- Nature Action 100 「[Nature Action 100 Company Benchmark Methodology](#)」
 Nature Action 100 は、投資家が企業に対して、生物多様性の観点で期待する行動指標を 6 つの Indicator で整理。投資家と企業のエンゲージメント戦略を策定する際に利用され、企業の進捗状況を評価することを目的としている。
- WWF 「[金融機関向けエンゲージメント支援ツール「ネイチャーポジティブに向けた](#)

[投融資チェックリスト](#) | [WWF ジャパン](#)

金融機関が投融資先企業の環境・社会リスクをバリューチェーン全体で把握し、ネイチャーポジティブを目指したエンゲージメントを促進することを目的として作成されたチェックリスト。7つのコモディティを対象とする。

③ 自然資本への負の影響を下げ、正の影響の拡大につながる企業の事業活動を支えるための投融資の実行例

- **融資判断への自然資本基準の統合：**

脆弱な生態系やロケーションへの影響が大きい案件に対しては、デュー・デリジェンスを強化し、負の影響への適切な緩和策策定を融資条件として明文化する。

- **自然資本 KPI 連動型ファイナンス等の提供：**

再生型農業・海洋保全・生物多様性回復など自然にポジティブな取組に対し、KPI 達成と連動したサステナビリティ・リンク・ローンや自然資本保全に関するインパクトファイナンスを提供する。また、既存のグリーンファイナンス（グリーンボンド・グリーンローン）の枠組みにおいて、自然関連の資金用途があるものを評価する。

- **自然資本テーマファンドの組成：**

自然資本保全・回復に特化した投資ファンド（生物多様性債券ファンド、自然資本ファンド等）を組成する。

- **NatureTech・スタートアップ等への出資：**

NbS 等の自然関連テクノロジー企業へ出資し、ビジネスのスケールアップを支援することで間接的に広域の自然資本保全を促進する。

- また、企業の取組の評価にあたっては、ポジティブなインパクトを生み出すものだけでなく、ネガティブなインパクトの低減による自然資本への貢献も評価することが重要である。また、自然資本に対する維持・向上に向けた取組が他の環境目標に重大な悪影響をもたらさないことが前提となる。

【参考ガイドライン等】

ネイチャープロジェクト等の適格性評価の際に参照できるガイドライン等

- ICMA [「Sustainable-Bonds-for-Nature-A-Practitioners-Guide \(ICMA\)」](#)：

ICMA は、グリーンボンドの 10 の原則に則り、ネイチャーボンドに適用させることができる基準と指標や、サステナビリティ・リンク・ボンドに適用できる自然関連の KPI 例を提示している⁴⁸。

⁴⁸ ICMA 「Sustainable Bonds for Nature: A Practitioner's Guide」については、以下環境省資料 p.24 の取りまとめも参考にされた。参考：環境省（2025）「[グリーンファイナンスに関する動向等について](#)」

- 環境省「[グリーンボンド及びグリーンローンガイドライン「グリーンリスト」](#)」：環境省では、グリーンファイナンスの普及・拡大を目的としてグリーンボンド及びグリーンローンガイドラインを公表している。
 - これらのガイドラインは国際的に広く認知されている ICMA のグリーンボンド原則や LMA (ローンマーケットアソシエーション) のグリーンローン原則との整合性に配慮しつつ、実務担当者がグリーンボンド及びグリーンローンに係る具体的対応を検討する際に判断に迷う場合に参考とし得る、具体的対応の例や国内の特性に即した解釈を示しており、グリーンボンドやローンによるネイチャープロジェクトへの資金調達においても活用することができる。
 - 同ガイドラインの付属書 1 ではネイチャープロジェクトの適格性を評価する際にも重要となる「グリーンプロジェクトの判断の観点」を示している。また別表 (グリーンリスト) は、環境改善効果を算出する際の具体的な指標を含め、グリーンプロジェクトと整理されうる具体的な資金用途例やネガティブな環境効果例を示した例示のリストとなっている。
 - 自然関連の KPI を活用した資金用途を問わない資金調達においては、サステナビリティ・リンク・ボンドガイドライン及びサステナビリティ・リンク・ローンガイドラインが参照可能である。

【参考：自然資本の取組による正の影響の可視化において活用できる制度】

下記のような認定を受けたサイトにおける取組は、自然資本の保全、回復、創出に向けた正の影響を生み出している場合がある。その活動が企業の事業活動のリスク・機会に関係していれば、ネイチャーファイナンスの実施に当たってポジティブに評価することができる。

- 自然共生サイト：民間等の取組により生物多様性の保全が図られている区域を国が認定する仕組みであり、ガバナンス、生物多様性の価値、活動・モニタリング計画などが基準に基づき確認される点で信頼性が高い。維持タイプ、回復タイプ、創出タイプがある。
- TSUNAG (優良緑地確保計画認定制度)：国土交通省による認定制度。民間事業者等による良質な緑地確保の取組を、国土交通大臣が気候変動対策・生物多様性の確保・Well-being の向上等の「質」と緑地の「量」の観点から評価・認定する。

4. ネイチャーファイナンスの質向上・拡大に向けた課題と展望

(1) ネイチャーファイナンスと企業価値向上の好循環に向けて

○ (投資家・金融機関がネイチャーファイナンスに取り組む意義)

投資家・金融機関は、ネイチャーファイナンスに取り組む明確な姿勢を示した上で、投融資行動に自然資本への依存・影響及び関連するリスクと機会を体系的に織り込み、ネイチャーポジティブ経営に積極的に取り組む企業に資金供給を行うことが重要と考えられる。それによって、企業価値創造と持続可能な社会の好循環の創出の後押しをすることが期待される。

○ (企業と金融機関の対話・協働の意義)

短期的利益を超えた中長期志向のもと、ビジネスと金融がネイチャーポジティブの実現に向けて対話・協働することは、企業の経営判断と投融資を通じた資本配分の変化を生み、社会経済活動の基盤である自然資本・生物多様性の維持回復につながると考えられる。これは、企業価値の持続的な向上と持続可能な社会の実現が相互に強化される好循環の創出につながるものであり、ネイチャーファイナンスの拡大を期待する。

- 企業の事業活動における自然資本との関わりの中には、マテリアルな財務・非財務価値を有するものが潜在的に多く含まれている。企業がそれらを明確化し、自然資本を共通言語とした適切な情報開示を土台に投資家・金融機関との対話を深めることは、事業リスクに対するレジリエンスを高め、新たな事業機会を生む。これは既存の価値協創ガイダンスで示される考え方とも整合的であり、企業価値の向上を通じた社会的価値の創出へとつながる⁴⁹。
- ネイチャーファイナンスの枠組みを活用し、企業と投資家・金融機関の対話の深化を通じて、自然資本に関するマテリアリティが見いだされ、焦点が当てられることにより、投資家・金融機関にとっても長期的には投資ポートフォリオのリスク低減のみならず、新たなビジネスの機会発掘によるリターンの向上に資すると考えられる。これは、投資家・金融機関が企業とともに、企業価値向上の好循環を生み出すことができる関係性の構築につながりうる。
- 短期的利益に偏らず、ステークホルダー全体を見据えて中長期的な価値向上を志向することは、経済活動の安定性を高め、持続可能な成長に資する社会的利益を広げるうえで重要であると考えられる。これにより、事業環境やサプライチェーンの安定性が高まり、企業価値の持続的な向上と持続可能な社会の実現が相互に強化され

⁴⁹ 経済産業省 (2022) 「[価値協創ガイダンス 2.0](#)」

「価値協創ガイダンス」は、企業と投資家を繋ぐ「共通言語」であり、企業（企業経営者）にとっては、投資家に伝えるべき情報（経営理念やビジネスモデル、戦略、ガバナンス等）を体系的・統合的に整理し、情報開示や投資家との対話の質を高めるための手引として 2017 年に策定。（2022 年に改訂）。

る好循環の創出につながるものである。投資家・金融機関と企業の間には自然資本に対する認識にギャップが存在することが明らかになっている⁵⁰。投資家・金融機関は対話において形式的なチェックリストの運用ではなく、対話先企業の本質的な企業価値向上に結び付く働きかけを行うことが求められる。ネイチャーファイナンスはまだ緒についたばかりであるが、企業変革を後押しする梃となる。ネイチャーポジティブな経済社会の実現への道筋として、ビジネスと金融が同じ世界観を共有し、透明性ある情報、共通言語、協働によって対話を深化させることを期待する。

⁵⁰ 一般社団法人生命保険協会(2025)「[生命保険会社の資産運用を通じた『株式市場の活性化』と『持続可能な社会』の実現に向けた取り組みについて](#)」

別表1 自然関連指標

Appendix

- ネイチャーファイナンス関連事例集
- ネイチャーファイナンス関連文献集

ネイチャーファイナンス関連事例集

| # | 取組のカテゴリ（大） | 取組のカテゴリ（小） | 投資家・金融機関名 | 国 | 取組内容 | リンク |
|----|---|-------------------------------------|----------------------|------|--|---|
| 1 | ① 投資家・金融機関自らが自身の自然資本に関するリスクと機会を分析し、適切な行動をとっていくためのガバナンスの構築 | 自然資本・生物多様性投資方針の策定（組織レベルでの自然資本の組み込み） | BNP Paribas | フランス | 2021年に同社は自然資本と生物多様性に対する立場を表明。同社の投融资活動において以下を実施し、生物多様性保護を事業の中核に統合することを提示する。 ・顧客や投資先企業の活動による生物多様性への影響を、建設的な対話と融資・投資活動の監督によって低減 ・生物多様性保護への顧客の取り組みを、特定の金融商品やサービス（サステナビリティ・リンク・ローン、グリーンボンド等）を通じて積極的に支援 ・生物多様性保護を目的としたファンドへの投資方向付け グループ自身の生物多様性への直接的影響を低減 | https://bnpparisbas.com/updates/bnpparibas-biodiversity-policy-2021.pdf |
| 2 | ① 投資家・金融機関自らが自身の自然資本に関するリスクと機会を分析し、適切な行動をとっていくためのガバナンスの構築 | 自然資本・生物多様性投資方針の策定（組織レベルでの自然資本の組み込み） | Allianz | ドイツ | 2023年に「Allianz Global Investors Biodiversity Policy Statement」を公表。同表明は金融機関としての生物多様性に対する姿勢と、投資運用プロセスへの生物多様性配慮の反映手法を提示。重要度の高いサステナビリティ課題を特定・監視・分析するために、テーマ別・セクター別・企業別という3つの相互に関連する視点から見解を構築・策定している。 | https://www.allianz.com/en/insights/updates/allianz-biodiversity-policy-2023.pdf |
| 3 | ① 投資家・金融機関自らが自身の自然資本に関するリスクと機会を分析し、適切な行動をとっていくためのガバナンスの構築 | 自然資本・生物多様性投資方針の策定（組織レベルでの自然資本の組み込み） | KLP Asset Management | オランダ | 自然資本・気候変動リスクの財務的エクスポージャー低減を狙い、地球の有限性を前提とした社会経済の進展と自社の財務目標の両立を目指す。 これを理由に、企業に対し気候・自然リスク低減を組み込んだ事業遂行を求める姿勢を公表した。 | https://www.klp.com/en/insights/updates/klp-natural-capital-report-2023.pdf |
| 4 | ① 投資家・金融機関自らが自身の自然資本に関するリスクと機会を分析し、適切な行動をとっていくためのガバナンスの構築 | 自然資本・生物多様性投資方針の策定（組織レベルでの自然資本の組み込み） | リソナアセットマネジメント | 日本 | 自然への依存・影響および自然関連リスク・機会を適切に管理するため、ステュワードシップ活動等を通じて投資先の行動変容を促し、その結果として実社会でのインパクト（自然への負の影響の低減）を生み出すことを目的に以下4つの区分で指標を設定。 ・対話・エンゲージメント活動の実施に係る指標 ・投資先企業の行動変化に係る指標 ・実社会でのインパクトに係る指標 ・直接操業に係る指標 | https://www.resona-asset.com/insights/updates/resona-natural-capital-report-2023.pdf |
| 5 | ① 投資家・金融機関自らが自身の自然資本に関するリスクと機会を分析し、適切な行動をとっていくためのガバナンスの構築 | 自然資本・生物多様性投資方針の策定（組織レベルでの自然資本の組み込み） | 日本生命 | 日本 | 企業のさまざまな事業や取組を自然の回復の観点で定量的に測定・評価する手法をまとめ、評価尺度として下記2つの指標を策定。 ・生態系への影響の観点から、生物が生存・成長に利用するエネルギーである「NPP」、およびその人類による利用量である「HANPP」 ・生物種への影響の観点から、「対象生物種の個体数」 | https://www.nissay.co.jp/news/2025/pdf/20250808.pdf |
| 6 | ① 投資家・金融機関自らが自身の自然資本に関するリスクと機会を分析し、適切な行動をとっていくためのガバナンスの構築 | 優先対応領域の特定 | AXA IM | フランス | 同社の投資が生物多様性に与える影響測定のため、生物多様性データ測定ツールであるCBF(Corporate Biodiversity Footprint)を活用し、ポートフォリオレベルで生物多様性に与える影響を特定。 | https://www.axa.com/en/commitments/climate_and_biodiversity |
| 7 | ① 投資家・金融機関自らが自身の自然資本に関するリスクと機会を分析し、適切な行動をとっていくためのガバナンスの構築 | 優先対応領域の特定 | 農林中央金庫 | 日本 | 負債側、資産側いずれも、自然への依存度が高く、気候変動による影響を含め、生態系、水、大気などの毀損は経営上の重要課題の1つとなるとして、LEAPアプローチに基づいた自然関連の取組を推進。リスクの発見と診断では、ENCOREやPaiESG等を活用する。 | https://www.env.go.jp/content/000339443.pdf |
| 8 | ② エンゲージメントを通じて企業が自然資本に配慮した取組を促すステュワードシップ活動 | 構造化されたエンゲージメントフレームワークの構築 | Allianz | ドイツ | エンゲージメントフレームワークにおいて生物多様性における5つの優先セクターを特定し、主要KPIを策定。 ・食と農業 ・紙と森林産物 ・金属と鉱業 ・化学物質 ・ユーティリティ また、健全なガバナンス、徹底的な評価と指標、強いコミットメント、透明な開示をエンゲージメントの柱として、企業が徐々にフレームワークを導入し、生物多様性に対する行動を示すことを推奨。 意識醸成、COP15合意の生物多様性枠組みの着実な実施、開示・データの改善、そして整合性の取れた生物多様性投資機会の形成が、自然資本保全に見合う規模の資金を呼び込むうえで有効だと確信。いち早く動く投資家や企業ほど、生物多様性損失の回避から得られるリターンを最も享受できるという立場を表明した。 | https://www.allianz.com/en/insights/updates/allianz-biodiversity |
| 9 | ② エンゲージメントを通じて企業が自然資本に配慮した取組を促すステュワードシップ活動 | 構造化されたエンゲージメントフレームワークの構築 | Schroders | 英国 | 同社は2022年にSchroders Engagement Blueprintを発表。生物多様性・自然資本を、同社のアクティブ・オーナーシップにおける6つの優先テーマの一つに、生物多様性・自然資本を位置付けた。また、投資先が直面する下記4つの主要課題をテーマに、自然資本・生物多様性の観点から企業とのエンゲージメントを実施する。 ・自然関連リスクとその管理体制 ・循環経済、汚染・廃棄物の最小化 ・食料と水の持続可能性 ・森林破壊のリスク低減 | https://www.schroders.com/en/insights/updates/schroders-biodiversity |
| 10 | ② エンゲージメントを通じて企業が自然資本に配慮した取組を促すステュワードシップ活動 | 気候変動エンゲージメントとの連携 | ING | オランダ | 気候変動は生物多様性損失の重要なドライバーの一つと位置づけ、既存の気候変動のエンゲージメントに自然資本への取組と接続し、気候目標と自然資本配慮を統合的にアプローチする方針を取っている。また、同社はサステナビリティ課題が事業に影響を及ぼすことを認識し、当該リスクを評価のうえ、事業関係全体にわたってリスクを軽減する対策を講じている。 | https://ing.com/NewsCenter/press/2024/04/24-04-2024-04-2024.pdf |
| 11 | ② エンゲージメントを通じて企業が自然資本に配慮した取組を促すステュワードシップ活動 | エスカレーション手段の明確化 | Allianz | ドイツ | 同社は、PepsiCoおよびHome Depotにおける生物多様性の依存度・影響評価の実施要請に関し、株主総会で委任状を通じて議決権を行使する考えを示した。同社は同時に、企業が生物多様性評価を遂行し、適切なリスク管理戦略を採用するとともに、単独の報告書あるいは既存開示の一部として、関連リスクの評価・管理の進捗を定期的に開示することを求めている。 | https://www.allianz.com/en/insights/updates/allianz-biodiversity |
| 12 | ③ 自然資本への負の影響を下げ、正の影響を拡大するための投融资の実行 | 投融资判断への自然資本基準の統合 | ING | オランダ | 特定の生態系に直接影響を与えるプロジェクトには資金提供しないこと、自然の利益と両立しない経済活動は除外し、ポートフォリオを気候変動目標に整合させることを目指す。また、顧客の自然損失への取組を支援するため、下記3つの目標を設定している。 ・リスクと影響の管理 ・同社ポートフォリオの舵取りと顧客エンゲージメント ・社内外での自然主流化推進 | https://ing.com/sustainability/sustainability-approach/nature |

ネイチャーファイナンス関連文献集

| # | カテゴリ | タイトル | 発行元 | 発行年 | 概要 | リンク |
|----|-----------------|--|--------------------|------------------|--|---|
| 1 | 現状・課題等に関するレポート | State of Finance for Nature The Big Nature Turnaround Repurposing \$7 trillion to combat nature loss | UNEP FI・ほか | 2023年12月 | 自然に悪影響を及ぼす資金の規模を推計し、リオ目標（気候変動枠組条約（UNFCCC）、生物多様性条約（CBD）、国際砂漠化対処条約（UNCCD））達成のために必要な資金ギャップが2,000億ドルと大きく不足しているNbSの現状と、2030年までの必要資金は現状の3倍必要であることを分析。 | https://www.unep.org/resources/state-finance-nature-2023 |
| 2 | 現状・課題等に関するレポート | Biodiversity Finance Factbook Biodiversity COP16 Edition | Bloomberg NEF | 2024年10月 | 公的資金（生物多様性関連の政府開発援助等）は前回の評価以降増加しており、一方で環境に有害な補助金の推計も同様に増加。グリーンボンドや生物多様性への便益を提供するカーボンオフセットなどの民間金融商品は、過去のピークから発行量は減少し、比較的安定していることを示す。 | https://www.bloomberg.com/news/articles/2024-10-01/biodiversity-finance-factbook-cop16-edition |
| 3 | 現状・課題等に関するレポート | Navigating Nature-related Regulations for Banks: Mapping the Policy Landscape | UNEP FI・ほか | 2024年12月 | 自然損失による金融リスクへの対応を中心に、世界の自然関連規制や政策の現状、銀行のブルーデンシヤル規制との関係、政策推進のための主要な課題と具体的な施策を解説。 | https://www.unep.org/resources/state-finance-nature-2024 |
| 4 | 現状・課題等に関するレポート | Biodiversity Finance Factbook COP30 Edition | Bloomberg NEF | 2025年11月 | GBF達成に向けた生物多様性ファイナンスの現状・資金ギャップ・優先地域・指標進捗を評価し、COP30での資金動員と政治的意思の強化を提言。生物多様性ファイナンスの資金フローは増加も、環境に有害な取組に対する補助金の拡大でGBF目標に1.3兆ドルの遅れがあることを指摘。 | https://www.bloomberg.com/news/articles/2025-11-01/biodiversity-finance-factbook-cop30-edition |
| 5 | 現状・課題等に関するレポート | State of Finance for Nature 2026 | UNEP FI | 2026年2月 | 世界の生物多様性、気候、土地回復の目標を達成するためには、NbSの投資額を2030年までに、2023年の2,200億ドルから5,710億ドルに増加させる必要があり、これは世界のGDPのわずか0.5%に相当することを示している。 また、政府や企業が有害な補助金や破壊的な投資を段階的に廃止しつつ、全ての経済分野で高い信頼性を持つ自然を活用した解決策（NbS）を拡大するための実践的な枠組みである「Nature Transition X-Curve」を紹介。 | https://www.unep.org/resources/state-finance-nature-2026 |
| 6 | 取組・手法等に関するガイダンス | INVESTING IN NATURE: FINANCING CONSERVATION AND NATURE-BASED SOLUTIONS A PRACTICAL GUIDE FOR EUROPE | EIB (欧州投資銀行) | 2019年12月 | 自然保全および自然を活用した解決策の意義とビジネスへの利点、資金調達の手続き、具体的な事例、欧州投資銀行の自然資本融資制度（NCF）を含む支援策を体系的に解説。 | https://www.eib.org/files/nature/invest-nature-report-en.pdf |
| 7 | 取組・手法等に関するガイダンス | THE EQUATOR PRINCIPLES (エクワター原則/赤道原則 EP4) | Equator Principles | 2020年7月 (第4版) | 赤道原則が適用されるプロジェクトの範囲、アプローチ、プロジェクト融資にあたり金融機関が遵守すべき10の原則（環境・社会・ガバナンス基準、モニタリングのフレーム ※生物多様性の要素を含む）を示す。 | https://www.equator-principles.com/wp-content/uploads/EP4_Updated.pdf |
| 8 | 取組・手法等に関するガイダンス | Mobilizing Private Finance for Nature | World Bank Group | 2020年9月 | 民間資金を生物多様性保全に動員するため、環境財政改革やデータ整備、TNFD設立、Nature Action 100創設、生物多様性基金や触媒的・譲許的資金提供など5つの主要アプローチを提言。 | https://www.worldbank.org/en/topic/nature/overview |
| 9 | 取組・手法等に関するガイダンス | Stepping Up on Biodiversity: What the Kunming-Montreal Global Biodiversity Framework means for responsible investors | UNEP FI・ほか | 2023年4月 | GBFの概要、2050年までの4つの長期目標と2030年までの23の行動ターゲット、投資家が取るべき具体的なアクション（投資判断への生物多様性統合、革新的金融ソリューションへの投資、情報開示）を示す。 | https://www.unep.org/nature/stepping-up-on-biodiversity |
| 10 | 取組・手法等に関するガイダンス | Banking on nature: What the Kunming-Montreal Global Biodiversity Framework means for responsible banks | UNEP FI | 2023年5月 | GBF目標達成に向け、銀行が生物多様性リスク・機会の管理、金融フローの整合、情報開示などを通じて、2030年までに自然損失の阻止・回復に貢献するための具体的な行動指針を示す。 | https://www.unep.org/nature/banking-on-nature |
| 11 | 取組・手法等に関するガイダンス | PRB Nature Target Setting Guidance | UNEP FI | 2023年11月 | 銀行がGBFの目標・ターゲットに沿って、自然関連リスク・影響・機会の評価、優先セクターの特定、実践的なターゲット設定、報告・開示を行うための具体的なステップを体系的に示す。 | https://www.unep.org/nature/prb-nature-target-setting-guidance |
| 12 | 取組・手法等に関するガイダンス | 生物多様性ポリシーの策定 アセット・オーナー・インベストメント・マネージャー向け テクニカルガイド | PRI・ほか | 2024年3月 | 生物多様性の損失が投資家に与えるリスクと機会を明示し、生物多様性ポリシー策定のための目標設定、戦略、組織的アプローチ、モニタリング・開示方法などの主要要素を具体的に解説。 | https://public.unpri.org/download?acc=23104 |
| 13 | 取組・手法等に関するガイダンス | 責任投資の入門ガイド： アセット・オーナー向け生物多様性入門ガイド | PRI・ほか | 2024年3月 | アセット・オーナーが生物多様性の課題に対して取るべき具体的なプロセスを示し、その中で実行可能なアクション、利用可能なリソース、運用会社に質問すべき基本的な事項等を提示。 | https://public.unpri.org/download?acc=21651 |
| 14 | 取組・手法等に関するガイダンス | Nature Action 100 Company Benchmark Methodology | Nature Action 100 | 2024年9月 | Nature Action 100 Company Benchmarkの指標・評価基準・評価方法を体系的に解説し、企業の自然関連リスク・機会・目標・実施・ガバナンス・エンゲージメントの進捗を評価・公開する枠組みを提示。 | https://www.natureaction100.com/na100-benchmark-methodology |
| 15 | 取組・手法等に関するガイダンス | Biodiversity Footprinting Standard: Financed Impact | PABF | 2024年10月 | モデルベースの生物多様性フットプリント手法を用いて、金融機関が融資・投資活動による生物多様性への影響を定量的に評価・管理・報告するためのTNFD等の既存のアプローチと整合したガイダンス、要件、推奨事項を体系的に示す。 | https://www.pabf.com/financed-impact |
| 16 | 取組・手法等に関するガイダンス | Insuring a resilient nature-positive future: Global guide for insurers on setting priority actions for nature | UNEP FI・ほか | 2024年12月 | 保険業界が自然に対する責任を果たすための具体的なかつ実践的な行動を示す。保険バリューチェーン全体で自然関連の依存・インパクト・リスク・機会に対応する必要性を強調し、生命・損害保険の両方における行動例を提示。 | https://www.unep.org/nature/insuring-a-resilient-nature-positive-future |
| 17 | 取組・手法等に関するガイダンス | Financial sector guidebook on nature-based solutions investment | WRI | 2025年6月 | 金融機関がNbS投資を戦略的に組み込むための包括的な枠組みを提示。既存のポートフォリオのリスクの軽減、持続可能な財務成長の支援、新興市場と革新的な資金調達モデルへの活用という3つの戦略的領域に渡って、金融機関がNbSをどのように活用できるかを概説。 | https://www.wri.org/publications/2025/06/financial-sector-guidebook-on-nature-based-solutions-investment |
| 18 | 取組・手法等に関するガイダンス | Sustainable Bonds for Nature: A Practitioner's Guide | ICMA | 2025年6月 | グリーンボンド原則等の国際基準に基づき、自然関連プロジェクトへの資金調達やインパクト報告、KPI設定等、ネイチャー・テーマボンドの具体的な設計・運用方法を体系的に解説。 | https://www.icma.org/en/publications/2025/06/sustainable-bonds-for-nature-a-practitioners-guide |